

農林水産省

被災農業者向け経営体育成支援事業

～豪雨及び暴風雨対策要望調査の実施について～

平成**25**年**9**月**15**日から**9**月**17**日までの間の豪雨及び暴風雨により被害を受けた農産物の生産に必要な施設等の復旧等を支援します。

Point

- POINT 1** 平成**25**年 **9**月 **15**日から**9**月**17**日までの間の豪雨及び暴風雨により被害を受けた農産物の生産に必要な施設の復旧（施設の修繕に必要な資材等の購入を含む）及び被災前と同程度の施設・機械の取得を支援します。
- Point 2** 平成**25**年 **9**月 **15**日以降の取組（着工）を支援します。
- Point 3** 助成率は事業費の**3/10**が上限です（事業費の下限基準はありません）。
- Point 4** 支援対象となる施設等について、市町村長から被災証明を受けている必要があります。
- Point 5** 施設等の復旧等にあたり、金融機関からの融資又は地方公共団体による支援を受けている必要があります。
- Point 6** 今後も営農を継続する見込みがある必要があります。
- Point 7** 耐用年数を経過した施設の復旧等も対象です（農業用機械については耐用年数が経過していないものが対象）。
- Point 8** 農業振興地域以外であっても対象です。



本パンフレットは主な事業要件などを記載したものです。事業の詳細や具体的な実施手続きは「経営体育成支援事業実施要綱」や「平成25年度被災農業者向け経営体育成支援事業（9月15日から9月17日までの間の豪雨及び暴風雨）の実施について」を確認してください。

1 融資等活用型補助事業

①支援対象者

平成25年9月15日から9月17日までの間の豪雨及び暴風雨により②の「支援対象」が被害を受けたことについて、市町村長から証明を受けた農業者が支援対象者になります。

※ 市町村長による農業被害の証明は、被災農業者経営支援計画書の承認申請時に添付する「融資等活用型補助事業対象経営体調書」で行います（経営体の一覧（任意様式）による証明でも可能）。

②支援対象

- 農産物の生産に必要な施設の復旧（修繕するために必要な資材を購入して自ら復旧する場合の購入費を含む）及びこれらと一体的な附属施設の復旧
- 被災前と同程度の農産物の生産に必要な施設、附属施設※1及び農業用機械※2の取得

※1 附属施設のみ（単体）の取得の場合は、修繕により利用できないものに限り対象。また、農業経営の改善の目標※3設定が必要。

※2 耐用年数を経過した農業用機械や修繕により利用できる農業用機械は対象外。また、農業経営の改善の目標※3設定が必要。

※3 農業経営の改善の目標：経営規模の拡大、農産物の品質向上、生産コストの縮減、新規作物の導入等

○対象となる施設は？

- 農業用ハウス、育苗施設、農機具格納庫、乾燥調整施設、畜舎、サイロ、堆肥製造施設など
- ※ 被災した施設の撤去や廃材等の処分に係る経費は助成対象外。

○対象となる農業用機械は？

- トラクター、田植機、コンバイン、乗用管理機など



●以下のようなものは対象となりません

- 農業生産に必要な施設以外の施設（流通、加工、販売に関する施設等）
- 附属・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
- 汎用性の高い機器（パソコン等）
- 消耗品（燃料、農薬、肥料等）
- 9月15日より前に着工（契約、発注、購入など）したもの など

取組の例

事例1：施設の取得

育苗施設が全壊したので、業者に発注（請負）して施設を再建したい。この際、融資を受け、融資残について支援を受けたい。



事例2：施設の復旧（資材購入）

ビニールハウスが一部損壊したので、資材を購入し、自ら修繕を行いたい。不足する資金分の支援を受けたい。



事例3：附帯施設の取得

ビニールハウスが冠水しボイラーが故障した。修繕による復旧は不可能なため、融資を受け新たなボイラーを取得し、融資残について支援を受けたい。併せて新規作物を導入する。



事例4：農業用機械の取得

洪水により昨年購入したトラクターが流され、修繕による復旧は不可能なため、県からの補助により被災前と同等能力のトラクターを購入したい。県からの補助だけでは資金が不足するので支援を受けたい。併せて経営規模の拡大をする。



③対象施設の要件

- ・融資機関からの融資を受けていること。
- ・平成**25年9月15日**以降の取組（着工：契約、発注、購入）であって、**25年度内**に完了（竣工）すること。
- ・本事業以外の国の補助事業を活用するものでないこと。

④対象となる融資機関

融資は、次の機関が貸付を行う資金及びその他法律又は地方公共団体の条例等に基づき貸付を行う資金に限ります。

- ・農業協同組合
- ・銀行
- ・(株)日本政策金融公庫
- ・沖縄振興開発金融公庫
- ・農林中央金庫
- ・信用協同組合
- ・農業協同組合連合会
- ・信用金庫
- ・都道府県
- ・市町村

⑤助成金の算出方法

手順1 aとbを比較し、いずれか助成金が低い方を算出

$$a = \text{整備事業費} \times 30\%$$

$$b = \text{整備事業費} - \text{金融機関からの融資額} - \text{地方単独事業の補助金額}$$

手順2 助成対象者が園芸施設共済（特定園芸施設及び附帯施設）に加入している場合は、手順1で算出した助成金を以下により減額

$$\text{整備事業費} \times 50\% \geq \text{共済支払金の国庫補助金相当額}^* + \text{手順1の助成金額}$$

* 共済支払金の国庫補助金相当額＝

$$\text{園芸施設共済（特定園芸施設及び附帯施設）の共済支払金} \times 50\%$$

2 追加的信用供与補助事業

①概要

融資の保証を行う農業信用基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補填に充てるための経費について助成を行います。

補助対象物件以外の担保や同一経営体以外の保証人の確保が難しい場合でも無担保・無保証人による債務保証の保証上限額が拡大されることにより、融資機関からの融資が受けやすくなります。

②特徴

被保証者毎の補償額は、各都道府県農業信用基金協会毎に以下の水準に設定され、農業制度金融における無担保・無保証人による債務保証の上限額は通常の2倍程度に拡大されます。

<機関保証制度に関する要件>

- 1 原則として、融資対象物件以外の担保及び同一経営内の保証人以外の保証人無しで、適切な融資計画を策定した経営体に対して、確実に機関保証を行う制度を確立すること。
- 2 被保証者毎の保証の上限額が、次の水準に設定されるものであること。
 - a 認定農業者に貸し付けられるもの
 - ・ 個人・・・3,600万円
 - ・ 法人・・・7,200万円
 - b 認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
 - ・ 個人・・・3,000万円
 - ・ 法人・・・6,000万円（任意団体も同じ）
- 3 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出することについて定めるものであること。



③補助金の算定方法

〔計算式〕

$$\text{補助金上限額} = \text{地区毎の保証対象融資額} \times \frac{2}{15}$$

被災農業者向け経営体育成支援事業要望調査方法

要望調査は、国（農林水産本省・地方農政局等）から都道府県、都道府県から市町村（事業実施主体）、市町村から農業者の方に対して行います（[要望調査期間は、取りまとめ期間等を勘案してそれぞれの機関が設定](#)）。

要望調査は今回限りとしておりますので、事業実施主体は全ての支援対象者に対し漏れの無いよう確実に周知を行ってください。



要望調査期間

平成25年10月17日（木）から11月1日（金）まで

問い合わせ先

富山県南砺市役所 産業経済部農政課農政係

TELL : 0763-23-2016